

住所 猪名川町上野字北畑11の1
フリガナ イナガワ タロウ 世帯主の氏名
氏名 猪名川 太郎 続柄 本人
生年月日 昭和30年11月24日 電話番号 766-0001
個人番号 0000000000000001

※住所、氏名、生年月日等を記入してください。電話番号も必ず記入ください。

※令和5年1月1日～令和5年12月31日までの収入等についてご記入ください。

受付印

所得金額欄 (A)収入金額 (B)必要経費 (C)専従者控除額 (D)所得金額 (A-B-C)

○寄附金に関する事項
都道府県、市区町村分 (ふるさと納税分) (特例控除対象) 113
兵庫県共同募金会、日赤兵庫県支部分、都道府県、市区町村分 (特例控除対象以外) 116
条例指定分 県 115 町 114

○所得金額調整控除に関する事項
調整前給与所得 (K) 3,320,000
(B-850万円)×0.1 (T) 100,000
(K)+(T)-(U) (R) 3,220,000

①を求めるときの⑧と⑫は上限10万円

所得から差し引かれる金額に関する事項
控除 (A)損害金額 (B)補填される金額 (C)災害関連支出額
医療費控除 (55)医療費 (56)セルフメディケーション
所得控除 (65)寡婦 (66)ひとり親 (67)障害者 (68)配偶者 (69)配偶者特別 (70)扶養親族
所得金額調整控除 (71)基礎 (72)合計

コード 所得金額等 (円)
専従者控除合計 (円)

控対配 配特障 同配
有 無 老 配特障 有 老

控除対象扶養 16歳未満
特定 老人 その他

扶養障害 未成年 併徴
特障 普通 未成年 併徴

本人該当事項 所得調整控除
特障 普通 寡婦 ひとり親 勤労

宛名番号

連絡番号

町・県民税の申告及び納税につきまして、日ごろよりご協力いただき厚くお礼申しあげます。
この申告書は、あなたの町民税・県民税を正しく算出する資料となるほか、課税（非課税）証明書の発行、国民健康保険等の賦課、国民年金の免除にかかる審査などの資料となります。

ご注意

※この手引きは、令和6年度町・県民税の申告をするにあたり、令和6年1月1日現在の税法に従って、必要な所得や税額の計算に関する一般的な事項について説明しています。
※令和6年度の町・県民税は、令和6年1月1日現在居住している市町村に、前年中（令和5年1月1日～令和5年12月31日）の1年間に生じた所得等を申告していただき、これを基にして税額が計算されます。
※申告の必要な人が申告されない場合は、社会保険料、生命保険料、医療費などの諸控除が受けられず、また町・県民税の証明書（課税証明・所得証明等）が発行できない場合もありますのでご注意ください。
※税務署に所得税の確定申告書を提出される人は、町・県民税の申告書を提出する必要はありません。

申告をしなければならない人

- 1. 令和6年1月1日現在、猪名川町に住所のある人で下記に該当する人
①令和5年中に営業・農業・その他の事業・不動産などの所得のあった人
②給与所得者は通常申告する必要はありませんが、次の事項に該当する人は申告が必要です。
(ア)日給(パート・アルバイト含む)、家事手伝い、勤務先の倒産、その他の理由で勤務先などから猪名川町に給与支払報告書(源泉徴収票)が提出されない人
(イ)令和5年中に中途退職し、令和6年1月1日現在、他に就職していない人
(ウ)給与所得のほかに、不動産、配当、年金、業務、その他の雑所得などのあった人
(エ)雑損控除、医療費控除などを受けようとする人
③年金・恩給などの公的年金の受給者で、次に該当する人
(ア)公的年金等の所得のほかに、給与、配当、不動産などの所得のあった人
(イ)各種控除(扶養・社会保険・医療費控除等)を受けようとする人
※公的年金等の収入が400万円以下で確定申告の提出が不要な人であっても控除を受けるためには町・県民税の申告が必要です。
- 2. 令和6年1月1日現在猪名川町内に住所のない人で、町内に事務所・事業所または家屋敷を有する人

申告に必要なもの

- ◆申告書 ◆令和5年中の所得等の証明書(源泉徴収票・事業主の支払証明書・その他帳簿類) ◆本人確認書類
- ◆各種控除に必要な証明書(添付または提示がないと控除が認められません)
- 医療費:医療費控除の明細書(あらかじめ人ごと・病院ごとに支払金額を分けて計算しておいてください。また、介護等に伴う医療費控除を申告される場合は、該当の領収書の提示をお願いすることがあります)
- 社会保険料:国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料などの領収書、口座振替済通知書、国民年金保険料控除証明書など
- 生命保険料・地震保険料:控除証明書、支払証明書
- 障害者:障害の等級などがわかる各種手帳または認定書等
- 寄附金:寄附金の受領証、証明書または認定証の写し

申告しなくてもいい人

申告書を受け取られた人で令和5年中に収入がなかった人は、この申告書を提出していただく必要はありません。
※ただし次のような場合は収入がなくても、申告書裏面⑩「前年中に収入がなかった人の記入欄」に記入のうえ提出してください。
①町・県民税の課税(所得)証明書が必要な人。(融資、奨学金、健康保険の扶養確認、児童扶養手当の申請、公営住宅の入居等に必要)
②国民健康保険に加入されている人。国民年金の減免申請をされている人。後期高齢者医療制度に加入されている人。
※その他、ご不明な点などありましたら下記までお問い合わせください。

所得金額欄(令和5年1月から令和5年12月までの所得)

営業等 販売業、製造業、卸売業、飲食業、建設業、サービス業、医師、税理士、外交員、茶・花などの師匠、大工など農業以外の事業所得
農業 農作物の生産、果樹の栽培、養蚕、家畜の飼育などから生じる所得
不動産 家賃、貸間代、地代、権利金、更新料、貸ガレージなどによる所得
利子 公社債や預貯金の利子、貸付信託や公社債投資信託の収益の分配に係る所得(源泉分離課税の対象とならないもの)
配当 法人(公益法人等及び人格のない社団等を除く。)から受ける利益の配当、剰余金の分配(出資に係るものに限る。)、基金利息並びに投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)及び特定目的信託の収益の分配にかかる所得。上場株式は原則申告不要ですが申告をすることもできます。また非上場株式については少額配当も含めて申告が必要です。
給料 給料、俸給、賃金、歳費、賞与などの所得。収入金額(手取りではない額)を申告書表面⑬欄に記入してください。源泉徴収票のない人は申告書裏面⑭欄で計算し、年収を出してください。
公的年金等 厚生年金などの公的年金及び恩給(一時恩給を除く)等の所得。申告書表面⑮欄に公的年金等控除前の金額を記入してください。所得金額は「公的年金等に係る雑所得の算出方法」で計算します。
雑業務 原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達、シルバー人材センターなどの副収入による所得
その他 郵便年金、生命保険年金、非営業貸金の利子など他の所得に当てはまらない所得
総合課税の譲渡一時 車両、機械、船舶、著作権、漁業権、特許権など資産の譲渡による所得。法人から贈与を受けた金品や賞金、懸賞当選金、競馬・競輪の払戻金などの一時的な所得。(資産の保有期間が5年以内:「短期譲渡」、5年を超える場合:「長期譲渡」)

[注意] ※遺族年金、障害年金、雇用保険等の非課税所得のみの場合は、所得金額欄には記入せずに、申告書裏面⑩に記入してください。

申告書の提出・問い合わせ先

〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11番地の1
猪名川町役場(1階) 税務課 TEL 代表:072(766)0001 直通:072(766)8702

※「営業等」のあった人「所得のなかった人」は裏面に記入してください。添付書類は裏面に貼ってください。

右のデータ欄には記入しないで下さい。

※別居の扶養親族等がある場合には、裏面⑮に氏名、住所等を記入してください。※別居の所得金額調整控除に係る親族がいる場合には、裏面⑯に氏名、住所を記入してください。

